

2024年9月13日

各位

会社名 富士ソフト株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下智保
(コード番号 9749 東証プライム)
問合せ先 経営財務部長 小西信介
(TEL 045-650-8811)

会社名 FK株式会社
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

(訂正) FK株式会社による
公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:
9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の
訂正に関するお知らせ

FK株式会社は、本日、別添の「FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、FK株式会社(公開買付者)が、富士ソフト株式会社(公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年9月13日付「(訂正) FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2024年9月13日

各位

会社名 FK株式会社
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

(訂正) FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

FK株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、富士ソフト株式会社(証券コード:9749、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び新株予約権に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2024年9月5日より開始しております。

今般、公開買付者が、2024年9月12日付で外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行ったことに伴い、2024年9月5日付で提出いたしました本公開買付けに係る公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。)の記載事項の一部及び添付書類である2024年9月5日付「公開買付開始公告」(以下「本公開買付開始公告」といいます。)の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、2024年9月13日付で、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2024年9月4日付「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「2024年9月4日付公開買付者プレスリリース」といいます。)及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。

I. 2024年9月4日付公開買付者プレスリリースの訂正内容

2024年9月4日付公開買付者プレスリリースについて、以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

また、本外為法対応手続については、2024年8月2日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、2024年8月2日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2024年8月20日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2024年8月21日付で上記届出を取り下げました。本日現在、再度の届出は行っておりませんが、本日以降、準備が整い次第速やかに届出を行う予定であり、再度の届出が受理された後、法定の待機期間中に本株式取得に係る承認を取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります。そのため、本日現在、本前提条件の⑩のうち、本外為法対応手続に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本外為法対応手続を完了する目的は

ついたと判断しております。

さらに、本ベトナム当局対応手続については2024年8月13日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に対して本株式取得に関する事前届出を提出し、2024年9月12日（現地時間）頃までに受理される見込みであるため、ベトナム国家競争委員会によって行われる初期的審査に必要となる30日（正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。以下同じです。）が経過する2024年10月12日までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みですが、上記受理見込み日までの期間及び当該初期的審査の期間は短縮される可能性があります。そのため、本日現在、本前提条件の⑩のうち、本ベトナム当局対応に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本ベトナム当局対応手続を完了する目途はついたと判断しております。

<後略>

（訂正後）

<前略>

また、本外為法対応手続については、2024年8月2日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、2024年8月2日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2024年8月20日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2024年8月21日付で上記届出を取り下げました。本日現在、再度の届出は行っておりませんが、本日以降、準備が整い次第速やかに届出を行う予定であり（その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2024年9月12日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。）、再度の届出が受理された後、法定の待機期間中に本株式取得に係る承認を取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります。そのため、本日現在、本前提条件の⑩のうち、本外為法対応手続に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本外為法対応手続を完了する目途はついたと判断しております。

さらに、本ベトナム当局対応手続については2024年8月13日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に対して本株式取得に関する事前届出を提出し、2024年9月12日（現地時間）頃までに受理される見込みであるため、ベトナム国家競争委員会によって行われる初期的審査に必要となる30日（正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。以下同じです。）が経過する2024年10月12日までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みですが、上記受理見込み日までの期間及び当該初期的審査の期間は短縮される可能性があります（その後、2024年9月5日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から当該届出が受理されたことを確認する文書が発出され、公開買付者は、同日当該通知を受領しており、初期的審査に必要となる30日が経過する2024年10月5日（現地時間）までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みですが、当該初期的審査の期間は短縮される可能性があります。）。そのため、本日現在、本前提条件の⑩のうち、本ベトナム当局対応に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本ベトナム当局対応手続を完了する目途はついたと判断しております。

<後略>

II. 本公開買付開始公告の訂正内容

本公開買付開始公告について、以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

1. 公開買付けの目的（訂正前）

<前略>

また、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応（以下「本外為法対応手続」といいます。）については、2024年8月2日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、2024年8月2日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2024年8月20日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2024年8月21日付で上記届出を取り下げました。本公告日現在、再度の届出は行っておりませんが、本公告日以降、準備が整い次第速やかに届出を行う予定であり、再度の届出が受理された後、法定の待機期間中に本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に係る承認を取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります。そのため、本公告日現在、本前提条件のうち、本外為法対応手続に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本外為法対応手続を完了する目途はついたと判断しております。

さらに、ベトナムにおける競争法に基づき必要な手続及び対応（以下「本ベトナム当局対応手続」といいます。）については2024年8月13日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に対して本株式取得に関する事前届出を提出し、2024年9月12日（現地時間）頃までに受理される見込みであるため、ベトナム国家競争委員会によって行われる初期的審査に必要となる30日（正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。以下同じです。）が経過する2024年10月12日までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みですが、上記受理見込み日までの期間及び当該初期的審査の期間は短縮される可能性があります。そのため、本公告日現在、本前提条件のうち、本ベトナム当局対応に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本ベトナム当局対応手続を完了する目途はついたと判断しております。

<後略>

（訂正後）

<前略>

また、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応（以下「本外為法対応手続」といいます。）については、2024年8月2日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、2024年8月2日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2024年8月20日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2024年8月21日付で上記届出を取り下げました。本公告日現在、再度の届出は行っておりませんが、本公告日以降、準備が整い次第速やかに届出を行う予定であり、（その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2024年9月12日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。）、再度の届出が受理された後、法定の待機期間中に本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に係る承認を取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります。そのため、本公告日現在、本前提条件のうち、本外為法対応手続に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本外為法対応手続を完了する目途はついたと判断しております。

さらに、ベトナムにおける競争法に基づき必要な手続及び対応（以下「本ベトナム当局対応手続」といいます。）については2024年8月13日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に対して本株式取得に関する事前届出を提出し、2024年9月12日（現地時間）頃までに受理される見込みであるため、ベトナム国家競争委員会によって行われる初期的審査に必要となる30日（正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。以下同じです。）が経過する2024年10月12日までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みですが、上記受理見込み日までの期間及び当該初期的審査の期間は短縮される可能性があります。（その後、2024年9月5日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から当該届出が受理されたことを確認する文書が発出され、公開買付者は、同日当該通知を受領

しており、初期的審査に必要となる30日が経過する2024年10月5日（現地時間）までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みですが、当該初期的審査の期間は短縮される可能性があります。そのため、本公告日現在、本前提条件のうち、本ベトナム当局対応に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本ベトナム当局対応手続を完了する目途はついたと判断しております。

<後略>

以上